

様式 2

不利益処分に係る処分基準

|                  |                      |  |
|------------------|----------------------|--|
| 処 分 の 名 称        |                      | マンションの建替えその他の措置の実施における勧告、公表  |
| 根拠条例・規則等名<br>条 項 |                      | マンションの再生等の円滑化に関する法律<br>第4条の2第2項及び第4項   |
| 所 管 部 課          |                      | 建設局 建築行政部 住宅政策課（電話：048-829-1518）   |
| 処<br>分<br>基<br>準 | 基 準<br>(未設定の場合はその理由) | 設定できません。<br><br>(理由)<br>当該不利益処分の性質上、法律の定め以上に具体化することが困難であり、また、事案ごとの裁量が大きく基準を設定することが困難であるため。 |
|                  | 設定等年月日               | 令和8年4月1日設定   |
| 備 考              |                      |  |